

福島県 教育新聞

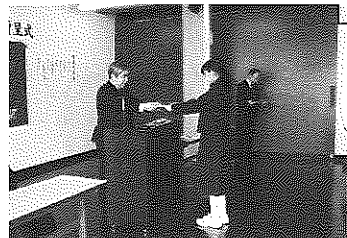
発行人 福島県教職員組合
発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
〔定価一部 20円〕
編集・責任者 角田 政志
e-mail : ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
http : //www.f-t-u.or.jp
(この購読料は組合費に含まれています。)

奨学一時金贈呈式 各支部で開催!

今年で37回目となる、「主任手当拠出金による奨学一時金贈呈式」が各支部で開催されました。全県で、121人の高校に入学する子どもたちに贈呈しました。子どもたちの夢の実現に少しでも力になればという願いが込められた奨学金です。

【「主任手当拠出」の運動について】

文部省(当時)は、1978年(昭和53年)8月に、主任手当の支給を開始しました。福島県教組をはじめとする全国の教職員の「そんな金があるなら教育条件整備にまわせ、保護者負担軽減にまわせ」という反対を押し切ったことでした。多くの教職員組合で、自分たちの主張を貫き通すために、主任手当の拠出運動を開始しました。福島県教組では、その使い方(使途)について話し合い決定してきました。ほぼ半額を、「奨学一時金」として支給してきました。



中学校の時の学級担任や学年主任の方、支部の執行委員も同席し、たくさんの人に囲まれた中での奨学金贈呈式でした。支部によっては、受給した子どもたち一人一人から、高校に入学しての抱負や決意などのあいさつもいただきました。そのあいさつの中には、それぞれの夢とともに、今回の奨学金に対する感謝の気持ちも込められ、この取り組みの大切さとともに、この運動にかかわっていることへの誇りを感じることができました。

主任手当拠出にご協力を!

拠出に賛同される方は、「応諾書」に必要事項を記入して各支部に提出することになります。主任が決定される年度初めに、ご協力をお願いを各支部で行って来ました。主任手当拠出、並びに奨学金の趣旨等にぜひ賛同いただければと思います。

写真は、北会支部(上左)、いわき支部(上右)、西白支部(中左)、福島支部(中右)、伊達支部(下)です。南会支部では、支部長が各校に出向いて一人一人に贈呈しました。今後、今月中旬以降に行われる支部もあります。

**全国学力テスト
4月19日実施**

実態調査を 実施します

新たに理科が加わった全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)が実施されます。実施にあたっての現場の実態調査を行います。ブロック担当中央執行委員の所属する分会には各支部から、それ以外の分会には本部から要請文と回答用紙が送られます。記述によるアンケート形式の調査です。主な項目は、実施上の問題点(子どもや教職員、学校の現状・負担等)、結果の取り扱い(公表の動向、公表に対する教委・校長との交渉等)などです。集約した結果は、全国から日教組に集約され、今後の文科省との交渉にいかされます。

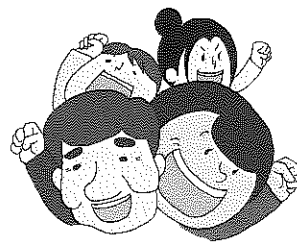
本部・支部では、県、市町村に対しては、結果公表を行わないことへの要請を昨年度同様に行います

「常勤講師等の年休の繰り越し」 県教委交渉で実現 — 臨時採用教職員の待遇改善 —

県教組は、県教委交渉を通じて臨時採用教職員の待遇改善を粘り強く求めてきました。その結果、3月28日付で「臨時的任用職員の年次有給休暇の繰り越しについて」という通知が県教委から出されました。

対象は、「常勤講師等のうち、任用期間が3月30日又は勤務校における学年末の修了式後3稼働日までの者で、引き続き常勤講師等として4月1日又は次の勤務校における学年始の始業式から再度任用される者。」とされています。

県教組が、具体的に県教委に確認した内容は、次の通りです。



- ① 1年間全く年休を使わなかった常勤講師の場合、年度を越した繰り越し分は20日。
新年度半期分(6月)10日に加算されて
10日(新年度半期分) + 20日(前年度繰り越し分) = 30日 が上限となる。
- ② 4月～9月の年休が繰り越しで30日ある者が全く年休を使わなかった場合
10日(10月からの年休) + 30日(前期繰り越し分) = 40日
※ 前期から後期への年休の繰り越しの上限は20日ではない。(つまり全部繰り越せる)
- ③ ②で3月末に40日の年休が残っている者は、年度を越した年休繰り越し上限20日の規定が適用されるので、次年度には20日だけが繰り越すことになり、
10日(新年度半期分) + 20日(前年度繰り越し分) = 30日



ご存知ですか??? 今年4月1日から「障害者差別解消法」スタート!



「合理的配慮」って? その1

「合理的配慮の提供は、社会の義務です。」

この法律の目的は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることです。この法律の中で重要なポイントは、「不当な差別的扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めていることです。

○「不当な差別的取扱いの禁止」とは、行政機関や会社や店などが、障がいのある人に対して、正当な理由なく障がいを理由として差別することを禁止するという事です。

○「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応するという事です。

私たち教職員が重視しなければならないことは、この法律が、すべての公立の学校にも「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を義務づけていることです。端的に言えば、「合理的配慮」とは、障がいがある子どもも、ない子どもも平等の権利を保障するための必要な調整変更の事です。もし、学校でこの「合理的配慮」をしなければ、障がいがある子どもは平等に教育に参加することができず、障がいを理由とする差別となるということです。(詳しくは、次号以降掲載します。)

あんしん むすぶ 教職員共済

月額900円の掛金で、なんと12の保障!

総合共済

は、少ない掛金で大きな助け合い



この共済は(株)損害保険ジャパンとのセット商品です。また、ご契約にあたっては必ず「メンバーズ」としてご契約の旨を説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。制度内容をご確認ください。

お問い合わせは 教職員共済生活協同組合 福島県事業所 TEL (024) 523-3011

第1回中央執行委員会 開催！

年度当初の取り組みの重点を確認

4月6日(水)に、今年度第1回の中央執行委員会が開催されました。第8次機構整備体制になって3年目となり、昨年度からのテーマである分会・支部・本部の連携を密にした運動づくり、次世代のリーダー育成などについて、前年度の総括とともに、今年度の具体的な取り組みについて協議しました。

年度初めの取り組み…お済みですか？

【年度はじめの分会活動】

◆第1回職場会の開催

- 分会組織の決定
(支部へ報告)

◆「全県統一確認書」

- (校長と確認)

◆「36協定」締結の確認

◆「声かけキャンペーン」

- (初任者・転入者へ)

新年度の立て込んだ中ではありますが、分会組織確立、統一確認書などの取り組みはお済みですか。今年度は入学式前の勤務日が3日しかなかった関係で、職場会をまだ開催していない分会も多いと思います。これからでも結構ですので、取り組みをよろしくお願いいたします。

第1回中央執行委員会協議事項

1. 2016年度県教組組織運営
 - 書記局分掌内規
 - 書記局編成
 - 中央執行委員会の運営
 - ブロック体制による支部運営
 - 支部書記局勤務
 - 本部・支部業務内容
2. 第8次機構整備期間3年目の取り組み
 - 課題
 - 3年目の具体的対応
3. 組織部の当面の取り組み
 - 15年度の組織拡大状況
 - 年度初めの組織強化拡大の取り組み
 - 16年度の組織拡大の取り組み方針
4. 教文部の当面の取り組み
 - 第66次教育研究分科会推進委員会
 - 全国学力・学習状況調査に関する実態調査と今後の取り組み
5. 3.12県民大集会賛同金の集約状況について
6. 2016春闘の取り組み
 - 要求書
 - 指示3号「2016春闘県教組総決起集会及び県教委交渉の取り組み」
7. 第92回県教組定期大会
 - 日時
 - 大会までの日程
8. 新人事評価制度に関する協議について
9. 指示3号：「戦争法の廃止を求める統一署名」の取り組みについて

新採用者がいる分会限定…分会歓迎会助成

新採用者が入った分会については、新採用者を招待しての分会での歓迎会、または茶話会等を開催した場合、「職場でピア・カウンセリング」と同様に、県教組より助成します。6月までの開催をお願いします。



【新学期】

会津盆地を取り囲むように連なる山なみ、その中でも飯豊山は、会津の豊かな気候風土、肥沃な大地と鮮やかな四季の象徴です。特に、雨が上がった翌日の残雪と稜線のコントラストは見事で、会津に暮らす人々の気持ちを引き締めさせます。新学期、あわただしい毎日が始まりました。新学期の始まりは、教職員ならば誰もが緊張で引き締まる気持ちになるものです。現在、子どもや学校を取り巻く環境は非常に厳しく、学校現場には多くの解決すべき課題があります。「いい教育がしたい」「この多忙を何とかしてほしい」「子どもたちとふれあう時間がほしい」などは職場の大きな要求となっ

ています。保護者からは、相次ぐ子どもを取り巻く事件を背景にして、「子どもは大丈夫か」という不安とともに「人間らしく育ってほしい」「基礎学力を身につけさせてほしい」「先生、もっとがんばって」という切実な声(エール)が寄せられています。ところが政府・文科省・福島県教委は、教育行政を通じて、こうした教職員や保護者の願いにこたえるどころかそれに背き、「新たな人事評価制度」や「学力向上政策」といった「競争と管理」といわれる政策ばかりを押し進めています。このことが、子どもの成長・発達を困難にし、子どもの指導においても重大な影響を与えている場合も多く見られます。「人間らしく生きたい」と願いをふくらませる子どもたちのために、子どもたちの成長・発達を保障する方向へ一歩ずつでも学校教育を前進させたものです。



磐梯 熱海温泉 **凌香荘** あさか そう
インフォメーション
 TEL 024-984-3157 FAX 024-984-0258

4月は「お花見懐石」です
 山菜を盛り込んだ手づくり懐石料理



2015 4/15 4/30
 美食名場を愉しむ
凌香荘
 4月「お花見懐石」
 春の味覚
 山菜を盛り込んだ
 手づくり懐石料理。
 10,842円～
 12,030円
 ※温泉入浴、朝晩の
 ご夕食等とご利用いただけます。
 道の駅観光バス停 隣接施設 磐梯山麓温泉
 磐梯山麓温泉 4,200円
 4,200円
 凌香荘

一泊2食付
10,842円～12,030円
 弘済会、教職員互助会の
 利用助成制度で、合計
 3,700円の助成可。

温泉入浴+懐石ランチ+
 個室休憩の「日帰り懐石ラ
 ンチプラン」は一人4,200円
 です。(10:00～15:00)

募集を開始!

今年度で5年目となる事業で
 す。福島県教組ホームページに
 て「募集要綱」、「給付申請書」
 がダウンロードできます。給付
 にはいくつか条件がございます
 ので、実施要綱をご熟読くださ
 い。有効にご活用ください。

動員・集会のお知らせ

2016春闘総決起集会県教委交渉

【日時】4月26日(火) 11:00～
 *交渉 13:30より
 【会場】県職員会館2F (交渉は県庁9F)

県教研分科会推進委員会

【日時】4月23日(土) 10:30～
 【会場】郡山市立大島小学校

分科会推進委員会当日に、同会場で開催します

昼食時 第1回県選挙委員会

【開会時刻】11:50～
 【会場】大島小(教室未定)
 *各支部から選挙委員の方お一人の参
 加をよろしく願いたします。

その他、4月29日(金)に県中央メーデー
 が行われますが、その日を中心に、各地区
 でもメーデーが行われます。労働者の祭典
 です。ぜひ、ご家族連れで参加をしてみま
 しょう。

福島県教職員組合奨学金募集要綱

1. 目的
 組合員の相互扶助の考え方にに基づき、組合員の子どもの教育支援を目的とする。
2. 申込資格
 (1) 次の対象となる組合員の子どもであること。
 ただし、「加入」とは組合費が納入されている状態をいう。
 ① 正規組合員で、加入後継続して3年以上加入している者。
 ② 正規組合員で、加入期間が総計3年以上の者。
 ③ 特別組合員で、正規組合員であった期間が3年以上の者。
 ④ 臨時採用者の組合員で、福島県教組での加入期間が総計3年以上あった者。
 ⑤ その他、中央執行委員会で必要と認めたる者。
 (2) 奨学金を給付する学生(以下奨学生という)は、上記(1)の組合員の子どもであ
 って、大学院、国公立大学、短期大学、高等専門学校および専修学校専門課程(以
 下学校という)に在学し、何らかの奨学金の貸付・給付を受けている者、または、年
 間10万円以上の何らかの教育貸付を受けている(または返済している)者に限る。
 ただし、高等専門学校については、第4学年以上(18歳以上)の在学学生に限るもの
 とする。
3. 給付金額
 就学期間1年につき5万円とし、奨学生一人20万円を限度として給付する。
4. 申請手続き
 (1) 申請時に必要な書類
 ① 奨学生申請書(別紙)
 ② 在学証明書
 ③ 当該年度に他の機関より奨学金を貸付もしくは給付を受けていることを証明す
 るもの、または教育貸付を受けていることを証明するもの、
 ④ その他必要と認める書類
 (2) 申請期間
 毎年4月から7月末日まで(年度ごとに申請が必要)
 2012年度は11月から12月末日まで
5. 奨学金の給付の決定
 福島県教職員組合の中央執行委員会で決定し、本人に通知する。
6. 奨学金の給付方法
 保護者(組合員)または奨学生名義の労働口座に振り込むこととする。振り込まれたこ
 とを確認したら、すみやかに奨学金受領書を提出すること。